

岩手県警察術科訓練安全管理要綱並びに術科訓練安全管理措置基準制定実施について

(昭和49年6月15日岩教発第105号警察本部長)

[沿革] 昭和61年11月岩警発第987号、平成14年3月岩教第106号、平成20年3月岩警第406号改正

各部課室隊長
各警察署長

前文、本文は、省略

別添 1

岩手県警察術科訓練安全管理要綱

第1 目的

この要綱は、術科の訓練（試合、検定及び審査を含む。以下同じ。）に伴う受傷事故の防止及び保健管理に関する事項を定め、もつて安全かつ積極的な術科の訓練の推進を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

この要綱は、点検、礼式、教練、けん銃操法、救急法（水上安全法を含む。）、逮捕術、柔道、剣道、体育その他の術科の訓練に関して適用するものとする。

第3 術科安全管理委員会

1 設置

安全かつ効果的な術科の訓練の推進を図るため、警察本部に術科安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 任務

委員会は、術科の訓練の安全管理を推進するため、次のことを行うものとする。

- (1) 安全管理の基本となるべき対策の樹立に関すること。
- (2) 安全管理の措置基準の制定に関すること。
- (3) 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。
- (4) 安全教育の実施計画の策定に関すること。
- (5) 安全意識の高揚に関すること。
- (6) その他安全かつ効果的な術科の訓練を推進するために必要な措置に関すること。

3 構成

- (1) 委員会は、委員長及び委員若干名をもつて構成する。
- (2) 委員長は、警務部長をもつて充てる。
委員長に事故あるときは、警察本部長の指名する委員が委員長の職務を行う。
- (3) 委員として次に掲げる者を指名する。

- ア 警務課長
- イ 人財育成課長
- ウ 会計課長
- エ 厚生課長
- オ 監察課長
- カ 機動隊長
- キ 警察学校長
- ク 盛岡東警察署長
- ケ 警察本部長が必要と認めて指名する者

4 会議

委員会は、委員長が定めるところにより、定期的を開催するものとする。ただし、重大な事故が発生したとき、その他必要があるときはその都度開催するものとする。

5 事務

委員会の事務は、人財育成課において行うものとする。

第4 術科安全管理者

1 指名

術科の訓練の安全管理を推進するため、次に掲げる者を術科安全管理者として指名する。

- (1) 人財育成課長
- (2) 交通機動隊長
- (3) 高速隊長
- (4) 警察学校長
- (5) 各警察署長
- (6) 機動隊長
- (7) 警察本部長が必要と認めて指名する者

2 任務

術科安全管理者は、委員会と緊密な連絡をとりながら、次のことを行うものとする。

- (1) 安全管理の措置基準の実施及び指導監督に関すること。
- (2) 安全管理の実態は握に関すること。
- (3) 事故の調査、検討及び報告に関すること。
- (4) 安全教育及び安全意識の高揚の実施に関すること。
- (5) その他委員会が指示する事項に関すること。

第5 術科訓練責任者等

「岩手県警察術科訓練推進要綱」(昭和38年岩教発第41号)に定める術科訓練責任者、術科訓練担任者及び術科訓練補助者(以下「術科訓練責任者等」という。)は、安全管理の措置基準を遵守するとともに、術科安全管理費の指示に従い、訓練の指導にあたらなければならない。

第6 術科訓練者

術科訓練者は、術科の訓練に関する諸規則を遵守するとともに、術科訓練責任者等の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制のある訓練を行わなければならない。

別添 2

術科訓練安全管理措置基準

第 1 共通的事項

1 人的管理

- (1) 訓練者の健康状態、術科技能、体力、段級位、性格、訓練参加度及び既往症等をは握して、訓練上欠陥のある者の発見に努めること。
特に必要があると認めるときは、事前に医師の健康診断を受けさせること。
- (2) 練者の年令、体力及び技能等によつて無理のない計画をたて、十分な準備のもとに行わせること。
- (3) 訓練に際しては、訓練者の数、訓練場所及び訓練の内容等を考慮して、適宜、班を編成して統制のある訓練を行わせること。
- (4) 各種訓練に際しては、無理な方法で危険な技等を行わせないこと。
- (5) 訓練中の指導、監視体制を確立し、常に訓練者の動静に注意し、異常を認めたときは、訓練を中止させる等の措置をとること。
- (6) 救急措置の研究及び救急措置体制の整備をしておくこと。
- (7) 技能に応じて、かつ、基本に忠実な訓練を行わせること。
- (8) 平素、訓練から遠ざかっていた者が訓練に参加したときは、急激な訓練を行わせないこと。
- (9) 高年令者には、体力の過信をさせないこと。

2 物的管理

- (1) 射撃場、道場並びに体育館等の床面、畳、腰板部、照明、採光、通風、換気、防湿及び消火設備等を入念に点検し、破損箇所等を発見したときは、早急に補修若しくは整備の措置又は手続きをとること。
- (2) 用具及び防具等は、定期に、かつ、使用前後に必ず点検し、異状を認めたときは、使用を禁止し、又は補修した後に使用させること。
- (3) 射撃場、道場及び体育館等の訓練施設内には、訓練に不用な物品をできるだけ置かないようにすること。
- (4) 寒冷地では、特に冬期間の保温に留意すること。
- (5) 服装、用具及び防具等は、それぞれ訓練者の体格に合った物を着装又は使用させること。

第 2 科目別事項

1 けん銃操法訓練

- (1) 射撃場において訓練実包による射撃訓練を行うときの措置
 - ア 訓練実包による射撃訓練を行う場合は、必ず指定射撃場において訓練すること。
 - イ 訓練者には、いかなる場合においても、「けん銃の安全規則（「警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範」（昭和37年5月10日国家公安委員会規則第7号）第5条）」、「けん銃訓練要綱」（昭和43年12月23日警察庁内教発第128号警務局長）及び「射撃場管理規則」を厳守させるとともに、指揮官及び指導者の指示は確実に実行させること。
 - ウ 訓練者の聴器障害予防のため、必ず耳せんを使用して、射撃訓練を行わせること。また、射撃訓練時の指揮官の位置及び勤務体制の改善等に配慮するとともに、聴力検査による聴力障害者の早期発見に努めること。
 - エ 覆道式射撃場内の換気に留意するとともに、覆道式射撃場内では禁煙させること。
 - オ 訓練者には、射撃訓練の終了後に、必ず洗眼、うがいを励行させること。
 - カ 冬期における訓練は、手のかじかみに起因する事故防止のため、特に保温に留意すること。
- (2) けん銃操法訓練を行うときの措置
けん銃操法訓練（(1)の場合を除く。）を行うときは、「警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範」及び「けん銃訓練要綱」に定めのない事項については、次の措

置をとること。

ア 監督者及び指導者等の位置等

(ア) 訓練を行うときは、努めて監督者（警察本部にあつては人財育成課長又は同課次長、学校にあつては学校長又は副校長（総務担当）、警察署等にあつては次長又は警務係長等）を立ち合わせ、訓練全般を見渡せる安全な場所に位置させること。

(イ) 指導者は、訓練者から向つて右斜め前方に位置させること。ただし、特殊訓練弾による訓練を行わせるときは、訓練者の後方ばば中央とすること。

(ウ) 補助者は、訓練者から向かつて左斜め前方に位置させること。ただし、随時、訓練者の後方を移動しながら、操法の個別指導及び矯正を行わせること。

イ 訓練開始前の措置

(ア) 訓練者に、回転式けん銃携帯者及び自動式けん銃携帯者があるときは、努めて訓練場所及び時間を異にして訓練を行わせること。やむをえず同時に訓練を行わせるときは、銃種による班を編成して行わせること。

(イ) 訓練は、けん銃つりひもをつけたまま行わせること。

(ウ) たまぬけ及びたまこめは、訓練員を一行横隊にして指揮官の指揮により一斉に行わせること。

ウ 訓練中の措置

(ア) 指導者に、訓練者全員が号令による操法が終つたことを確認させた後に、次の操法の訓練を行わせること。

(イ) 指導者が操法の模範を示して説明するときは、必ず弾倉の点検を励行させること。

(3) 特殊訓練弾による射撃訓練を行うときの措置

特殊訓練弾による射撃訓練を行うときは、前記(1)及び(2)を準用するほか、跳弾による受傷事故等の防止のため、訓練者の間隔、標的と訓練者の距離及び標的に跳弾防止のための措置をとること。

2 逮捕術訓練

(1) 訓練者には、基本的な準備運動及び受身並びに体さばき、足さばき、縄とび又は腕立て伏せ等により、敏捷性、柔軟性及び持久性等を習得するように、反覆した訓練を行わせること。

(2) 訓練者には、前突き及び前けりの反覆訓練によつて、攻撃、防御の基本動作を習熟させること。

(3) 多数の訓練者を同時に訓練させるときは、訓練の種目又は内容により、必要な距離及び間隔を十分とらせること。

(4) 訓練者に防具着用の訓練を行わせるときは、運動足袋の類の物を着用させること。

(5) 打突及び逆わざ等の訓練を行わせるときは、指導者に打突の部位、方法及びその程度並びに逆わざの施術の方法及びその効果の判断等について模範を示させ、その限界を理解させたうえで訓練を行わせること。（防具を着用したい訓練のときは、警棒打ち、突き、及び当て身は、相手の身体に触れることのないように動作を止めること。）

3 柔道訓練

(1) 初心者には、受身訓練の必要性和安全かつ上手な投げ方を認識させるため、指導者が模範を示してから相互の訓練を行わせること。

(2) 道場の面積と訓練人員を勘案して、必要により乱取りと寝技の訓練を区分して行わせること。

(3) 初心者には、柔道の基本技である作り（崩し）、掛けの原理を理解させ、正しい技のかけ方及び防ぎ方に習熟する訓練を行わせること。

(4) 初心者等には、指導者がまき込み等危険な技の模範を示して、その危険性を正しく理解させ、努めてこれらの技をかけないように訓練を行わせること。

(5) 変則な姿勢又は強引な組み方をする者は直ちに矯正させ、正しい姿勢による円滑

な体の運用及び柔軟性に富んだ力の用法の訓練を行わせること。

- (6) 訓練者には、頭部の受傷防止のため、首部の準備運動を十分行わせるとともに、正しく受身をする訓練を行わせること。
- (7) 冬期の訓練は、訓練者に準備運動を入念に行わせるとともに、寝技によつて、身体を柔らかくしてから乱取りを行わせること。
- (8) 高年令者には、年令及び体力に応じた訓練内容及び訓練量とし、無理な訓練又は試合を行わせないこと。

4 剣道訓練

- (1) 訓練者には、剣道具を正しく着装させ、定められた部位を正確に打突するように訓練を行わせること。
- (2) 初心者等には、基本動作（構え、足さばき）を得習するように訓練を行わせること。
- (3) 竹刀のひび割れ等不完全な竹刀は使用させないこと。
- (4) アキレス腱受傷防止のため、下半身の準備運動を入念に行わせること。特に、訓練の長期中断、心身の疲労又は体重が増加したとき等に傷害が発生することが多いので、このようなときは、素振り、剣道形等の訓練にとどめ、急激な訓練は行わせないこと。
- (5) 耳の受傷防止のため、手拭い等で頭部を覆うときは、耳に当てないようにさせるとともに、面垂と耳との間に余裕を持たせた着装の方法を行わせること。
- (6) ひじの打撲傷防止のため、できればサポーター又はひじ当て等を使用させること。
- (7) 面具及び小手具等の消毒を行わせること。

5 体育訓練

（体育訓練の安全管理の措置基準は、便宜上、体育訓練（運動競技を含む。）、水泳、登山及びスキーの各訓練に区分した。）

(1) 体育訓練（運動競技）

ア 訓練者には、体育又は競技の種目ごとの基本的な練習法をマスターするように訓練を行わせること。

イ 訓練者には、体育又は競技の種目ごとのルールによる訓練を行わせること。

ウ 訓練者には、正しい用具の用法の訓練を行わせること。

エ グランドの小石等の危険物は常に除去するようにするほか、その整備に留意すること。

(2) 水泳訓練

ア 訓練前の措置

(ア) 海浜又は河川等で訓練を行わせるときは、過去の訓練にかかわらず、新たな角度から指導者が訓練現場の実地踏査を行い、訓練方法、輸送経路及び方法等を検討して計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。

(イ) 努めて水上安全法の指導員、救助員（日本赤十字社認定）又は救急法上級者等（以下本項において「指導員等」という。）により指導（監視）体制をとり、訓練者の数、経験、技能、訓練時間、場所及び訓練内容等に応じて、常に訓練者を掌握できるように、指導、監視及び救護等の任務分担を定めておくこと。

(ウ) 不特定多数人が、い集する場所で訓練するときは、訓練者を特定するため、同色の帽子又は技能の程度に応じて識別できる帽子を着用させる等の方法をとらせること。

(イ) 救命及び救急用具等は必ず事前に準備点検しておくとともに、訓練現場に携行し、事故が発生したときは、直ちに使用できる状態にさせておくこと。

(オ) 事前に訓練者の健康状態を点検させ、必要に応じて健康診断を受けさせる等の方法によつて、訓練不適格者の発見に努めること。

(カ) 訓練前には、水面及び水中の温度を調査させておくこと。（水温が18度以下の場合は、特別の訓練経験者以外は訓練を行わせないこと。）

イ 訓練中の措置

- (ア) まず指導員等に入水方法の模範を示させ、訓練上の安全を確認したうえで、現場の条件に応じた具体的な注意を行わせること。
- (イ) 海浜又は河川等で集団による水泳訓練を行わせるときは、気象条件等を考慮に入れ、訓練の安全圏を物理的に標示するとともに、一定の指導員等を陸上、水中（深い方）及び舟艇等位置させ、スキのない監視網の中に訓練者を入れて訓練を行わせること。
- (ウ) 訓練者には、必ずバディシステムによる相互の安全確認を行わせること。
（1人の指導員等の受持つバディ数は、5～6組が適当である。）
- (エ) 訓練者を、水上安全法による入水法で段階的に入水させ、その都度訓練者の体調の点検を行わせること。
- (オ) 訓練者の安全確認及び訓練による疲労の軽減のため、一定時間（5分ないし10分）ごとに休憩させて、必ず人員点呼をとらせること。

ウ 訓練終了後の措置

- (ア) 訓練終了直後に人員点呼を行わせること。
- (イ) 身体の清潔保持及び疾病等の予防のため、必ずシャワー又は入浴等を励行させること。
- (ウ) 訓練終了後の単独水泳による事故の防止のため、衣服を着た後に、最後の点検を行わせること。
- (エ) 訓練終了後、訓練者の健康状態を点検し、異常を訴える者があれば必ず医師の診断を受けさせること。
- (オ) 訓練終了後は、解放感からとかく気がゆるみがちであるので規律の保持に努めさせること。

(3) 登山訓練

ア 訓練前の措置

- (ア) あらかじめ指導者に、訓練コース等の実地踏査を行わせ、山岳の状況に応じたコース、日程、装備及び食糧等の訓練計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。
- (イ) 登山技術及び気象判断等の基礎的な知識技術については、あらかじめ机上又は図上訓練等による教養を行うこと。
- (ウ) 装備品は、常に点検整備し、適正な管理を行うとともに、その着脱及び取り扱い要領については、機会あることに訓練を行わせること。
- (エ) 通信連絡体制を確立させておくこと。
- (オ) 不測の事故を考慮し、救急薬品の携行及び救急措置等に留意するとともに、緊急避難ルートについて検討させておくこと。

イ 訓練中の措置

- (ア) 肉体的疲労及び緊張による精神的疲労が大きいので、適宜休憩させ、その都度人員の点呼を励行させること。
- (イ) 岩場、雪渓登はん、その他危険地帯の通過等においては、あらかじめ安全措置を講じ、確認した上で実施させること。
- (ウ) 気象条件の変化に最大の注意を払い、低気圧等の接近の際は登山を中止させること。また、天候の激変や危険が予想されるときは、行動の中止、退避又は脱出等冷静な判断と勇気のある行動をとるように指導させておくこと。
- (エ) 訓練中に道に迷つたと判断したときは、無謀な行動は避け、できる限りその場から離れずに、冷静な判断のもとに身の安全を確保して救出を待つように指導させておくこと。また、雪崩、落石又は雷雨等の起こる場所を避けて待避するように指導させておくこと。

ウ 訓練後の措置

- (ア) 訓練記録を作成し、次の訓練資料の参考に資すること。
- (イ) 使用装備品の手入れ及び補修を完全に行わせること。

(4) スキー訓練

ア 訓練場の選定に当たっては、訓練者の数及び技能等を考慮し、指導者に実地踏査を行わせ、危険箇所を明らかにする等、綿密な訓練計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。

イ 気象条件の研究及び気象条件の変化に対応した措置をとらせること。

ウ 凍傷等の傷害防止に必要な知識の教養を行うとともに、救急用具及び通信器材を整備させること。

エ 訓練器材は、訓練者の技能に応じたものを選択させ、事前に点検し、不備な点は整備させること。

オ 雪の条件に配慮するとともに、雪崩の発生するおそれのある場所では訓練を行わせないこと。また、指導者の監視下において訓練を行わせること。

第3 受傷事故の調査及び報告等

術科の訓練中に受傷事故が発生したときは、様式に定める

「術科訓練受傷事故調査表」

により遅滞なく報告すること。

様式

術科訓練受傷事故調査表

年 月 日作成
課・署

事故発生日		昭和 年 月 日 (曜)	天 候	気 温	水 温	湿 度
事故発生場所						
事故者等	事故関係者	事 故 者		当 事 者		
	住 所					
	所 属 ・ 係					
	階 級 ・ 氏 名	階級	氏名	階級	氏名	
	生 年 月 日	大正昭和 年 月 日 (歳)		大正昭和 年 月 日 (歳)		
	勤 務 年 数		既往症	金属年数		
	段 級 位 及 取 得 級 位					
発生状況等	事故発生時の術科訓練科目内容、状況、施設等の環境					
	受傷の部位、種類及び程度			医師の所見		
	事故発生状況と人的、物的関係					
指導者等	指導者、目撃者の別	指 導 者		目 撃 者		
	住 所					
	所 属 ・ 係					
	階 級 ・ 氏 名					
	生 年 月 日	大正昭和 年 月 日 (歳)		大正昭和 年 月 日 (歳)		
	段 級 位 及 び 指 導 及 歴					
備考	事故者の生練状況			改善意見		
	公務災害認定手続の状況			調査者の所属階級・氏名		